



内閣府

プレスリリース

食品表示基準の一部改正に係る答申について

平成 31 年 4 月 4 日
内閣府消費者委員会事務局

平成 30 年 10 月 3 日付で内閣総理大臣から諮問を受けた以下の件に関し、消費者委員会食品表示部会において審議を行い、当該部会において結論が得られたことを受け、本日付で、消費者委員会委員長より内閣総理大臣あてに答申を行った。

◆ 平成 30 年 10 月 3 日付諮問 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定の一部改正について

1. 消費者委員会食品表示部会における審議経過は以下のとおり。
 - ・平成 30 年 10 月 3 日に諮問を受け、平成 30 年 10 月 10 日第 46 回、平成 30 年 12 月 19 日第 49 回、平成 31 年 1 月 25 日第 50 回、平成 31 年 2 月 21 日第 51 回及び平成 31 年 3 月 13 日第 52 回食品表示部会において、食品表示基準改正案について議論を行った。
2. 食品表示部会において結論が得られたため、平成 31 年 4 月 4 日付で、消費者委員会委員長より別添のとおり答申を行った。

※別添：答申書（諮問を受けた食品表示基準改正案を含む）

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：宮島・原田

電 話：03-3581-9380

FAX：03-3581-9476